

三島市長 豊岡 武士 様

三島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 白井 正人

三島市情報公開条例第18条の規定に基づく令和5年9月19日付け三企聴第66号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「令和4年8月1日決裁の内部公益通報への対応結果について（伺い）の際に、内部公益通報の処理に関する規程に示されている公益通報対応業務の管理責任者である企画戦略部長が決裁に加わらなかったこと（企画戦略部長が押印されていないこと）についての根拠規定とそれに至る文書一式」の公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求について〔諮問第1号〕

1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書につき、存否を明らかにしないものとする開示請求拒否決定は、相当ではない。

そこで、当審査会は、実施機関である三島市長（以下「実施機関」という。）による上記開示請求拒否決定を取り消し、開示請求のあった公文書のうち不存在となる部分及び保護すべき個人情報が記載された部分を除き開示すべきと判断する。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 本件審査請求人 ○ ○ ○ ○さん（以下、「請求人」という。）は、令和5年2月20日、三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「令和4年8月1日の内部公益通報への対応結果について（伺い）の際に、内部公益通報の処理に関する規程に示されている公益通報対応業務の管理責任者である企画戦略部長が決裁に加わらなかったこと（企画戦略部長が押印されていないこと）についての根拠規定とそれに至る文書一式」に係る開示請求を行った。

実施機関は、上記開示請求につき、令和5年3月7日に公文書開示請求拒否決定を行った。

これに対し請求人は、令和5年5月19日に上記決定に対して条例第18条に基づ

き審査請求を申し立てた。令和 5 年 7 月 11 日、実施機関から弁明書提出、同年 8 月 23 日、請求人から反論書が提出されている。

実施機関は、令和 5 年 9 月 19 日、条例第 18 条の規定により、当審査会に対して諮問を行った[諮問第 1 号]。

- (2) 当審査会の審査において令和 5 年 12 月 4 日、請求人の口頭意見陳述及び実施機関からの意見聴取が行われた。

3 審査会の判断

- (1) 実施機関は、請求人の開示請求に対し、本件公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報として保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときに該当するとして、存否を明らかにしないものとして不開示とする処分を行った。

その理由として、実施機関は弁明書において、内部公益通報における通報者等の秘密保持及び個人情報保護の重要性を挙げている。

- (2) 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）は、公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止等及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする（法第 1 条）。

同法の規定に基づき必要な事項を定めた三島市内部公益通報の処理に関する規程（令和 4 年三島市共同訓令第 1 号。以下「規程」という。）も同様に、通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に公益通報対応業務の処理を行うべきことを定め、通報者等が内部公益通報をし、又は内部公益通報に係る相談をしたことを理由として不利益な取扱をすることを禁止している（規程第 15 条）。

こうした法及び規程の目的を達成するためには、通報又は相談に関する秘密の保持ないし個人情報保護の徹底が不可欠であり、実施機関には当該情報の取扱いについて細心の注意が要請される。

- (3) もっとも、公益通報に関連する情報が全て不開示となるわけではなく、開示請求の対象となる公文書の性質に応じて、その適否を判断する必要がある。

請求人の主張するとおり、条例第 1 条は「市政運営の公開性の向上を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」と定めており、市民による市政の監視及び市政への参加の充実に資するためにも、市民の知る権利については、法令に反しない限り、十分に尊重されるべきである。

- (4) この点、実施機関も認めるとおり、条例第 8 条第 1 号に規定されている個人に関する情報であっても、当該個人が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に

規定する地方公務員である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は同号ただし書きキによって不開示情報から除外されている。

企画戦略部長が公益通報対応業務管理責任者であることは職務遂行の内容に係る部分であるから、不開示情報にはあたらない。また、規定自体は公になっているため、根拠規定を開示することによって利害関係人に重大な不利益が生じるとはいえない。

上記のとおり根拠規定を開示する以上、規程第13条に「公益通報対応関係者は、通報に係る事案が自らに関係するものである場合には、その公益通報対応業務を処理してはならない。」と明示されているため、企画戦略部長の職にある者が決裁に加わらなかったことに至る文書一式の存否を明らかにしても、何ら問題は生じない。

(5) 以上により、本審査会は「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の処理経過

令和5年9月19日 審査諮問書受理

同年9月26日 諮問審査(令和5年度第2回情報公開・個人情報保護審査会)

同年11月10日 諮問審査(令和5年度第3回情報公開・個人情報保護審査会)

同年12月4日 請求人口頭意見陳述及び実施機関からの意見聴取(令和5年度第4回情報公開・個人情報保護審査会)

同年12月18日 諮問審査及び答申内容確定(令和5年度第5回情報公開・個人情報保護審査会)

三島市情報公開・個人情報保護審査会

白井正人(会長)

坂本真樹(職務代理者)

原島年央(委員)